

子ども・子育て支援新制度に係る基準（案）について

平成 27 年 4 月から始まる子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）において、新たに区の認可・確認事務が設定された。このため、国の基準を踏まえて、各事業の認可・運営基準を下記のとおり定める。

1 新たな区の役割

(1) 認可事務

新制度の施行により、地域型保育事業の認可事務が設定された。今後、地域型保育事業の運営を行う事業者の申請に対して、区は基準に基づき認可をする。

(2) 確認事務

学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けている施設・事業者からの申請に基づき、区が対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とする。

2 新制度における区が定める基準

(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

新制度により、区の認可事業として位置づけられた、家庭的保育事業等の地域型保育事業については、区が認可基準を定める必要がある。

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

認可等を受けた教育・保育施設や地域型保育事業者が、適切に運営を行えるかを区が確認することから、基準を定める必要がある。

(3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対し、放課後の遊びや生活の場を提供する放課後児童健全育成事業（学童クラブ）について、新制度では各区市町村が事業の設備・運営の基準を定め、事業を行う者は当該基準を順守して事業を行うこととしている。

(資料 3 - 2 ~ 5 参照)

3 パブリック・コメント手続き

各基準を策定するにあたり、パブリック・コメント手続きを行う。

(1) 実施時期 平成26年8月1日(金)～21日(木)

(2) 公表場所

区役所3階保育園・幼稚園分野、子育て支援分野、区民活動センター、図書館、区政資料センター等。

なお、区報(8月5日号)及びホームページにより区民へ周知を行う。

4 今後の予定

7月25日 議会報告(パブリック・コメント手続き実施)

8月1日～21日 パブリック・コメント手続き実施

8月 議会報告(パブリック・コメント手続き結果)

9月 認可・運営基準条例(案)提出

※平成27年4月1日より、各施設、事業者が事業を実施するためには、平成26年度内に区が申請施設・事業者の認可、確認事務を行う必要がある。